

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……
 - 建築基準法による一団地の区域……
 - ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……
 - ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
- 公 告
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……
 - ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……

告示

●東京都告示第千三百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- 平成三十年十月三日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 江戸川区

- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳作成及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区江戸川二丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

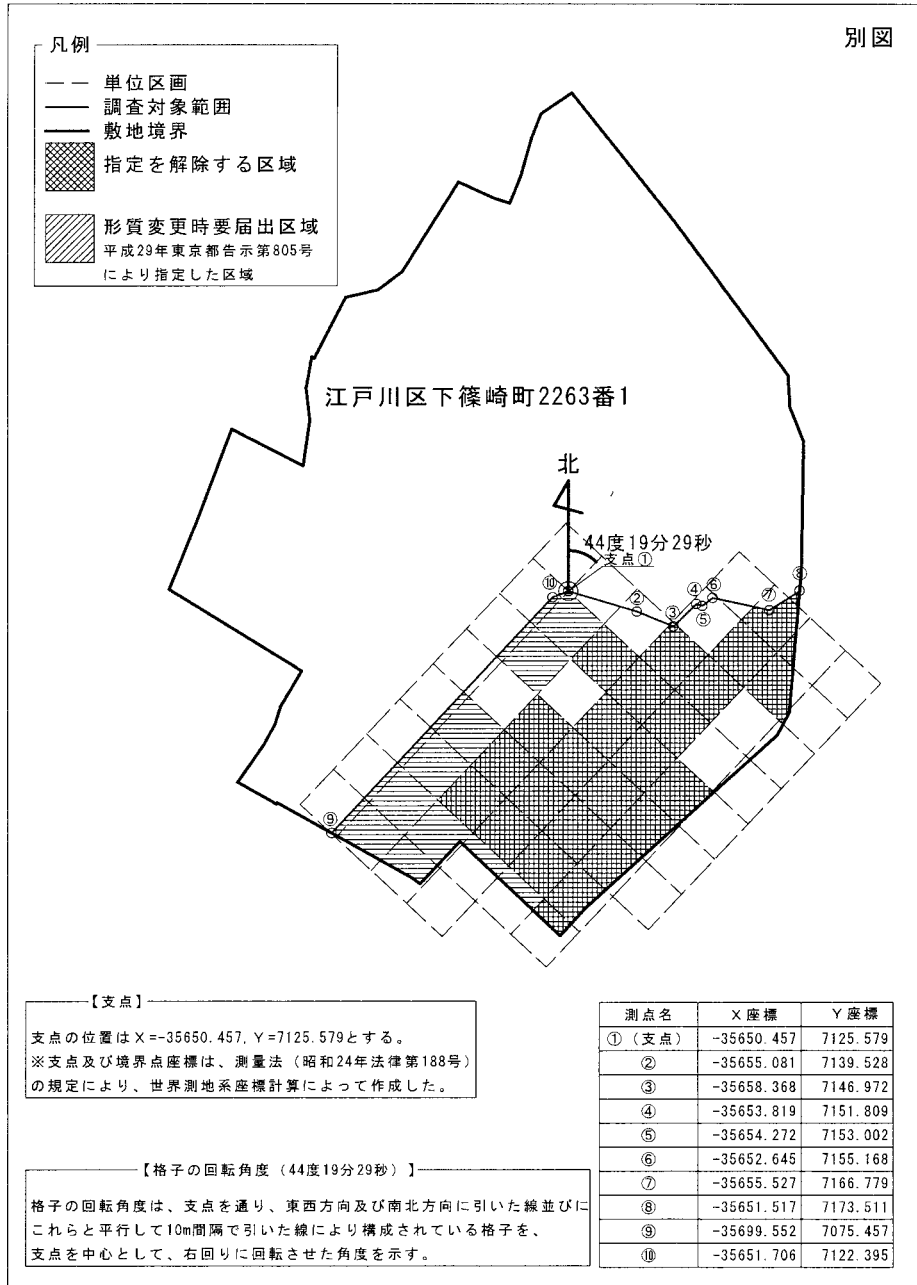
- 平成三十年十月三日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 - 対象区域の地名地番 認定年月日
 - 新宿区信濃町三十五番一 平成三十年九月十八日
- 二 認定計画書の縦覧場所
- 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成三十年十月三日
- 東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区下篠崎町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千三百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三日

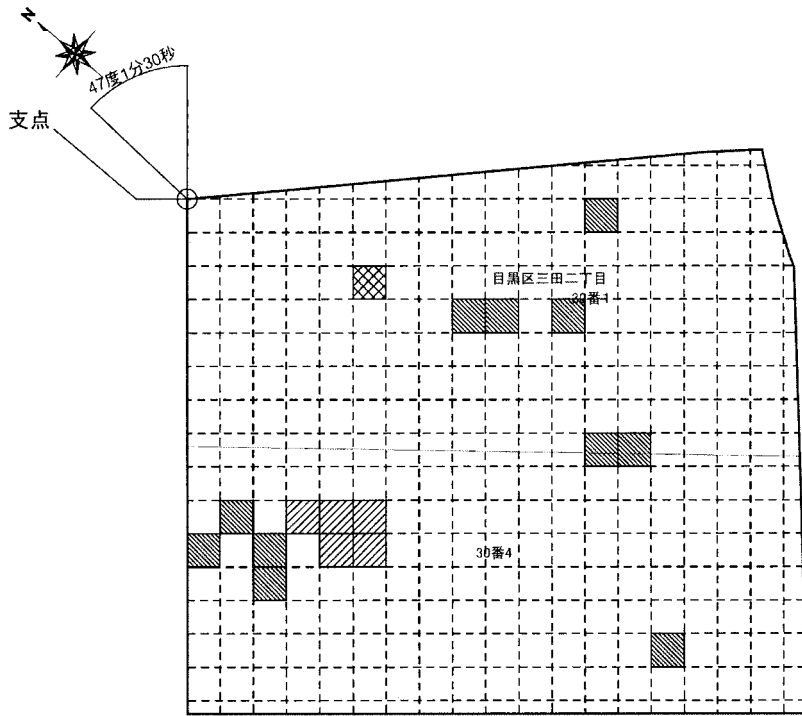
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区三田二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- - - : 10m単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - ☒ : 指定を解除する区域
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第42号により指定した区域)
 - ▩ : 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第280号により指定した区域)

【支點】

支點は、目黒区三田二丁目30番1の最北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会

二 代表者の氏名

瀬島 俊介

三 主たる事務所の所在地

東京都品川区上大崎二丁目二十番八号の三

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年三月二十六日

一 名称

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会

二 代表者の氏名

代表者の氏名

横山 斉

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷二丁目二十六番九号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特

例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年三月二十七日

一 名称

特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

二 代表者の氏名

栗原 弘美

三 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目一番五号 第一奈半利川ビル三

階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特

例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成三十年五月八日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001



リサイクル適性